

令和6年 第2回 時津町教育委員会の会議				
招集年月日	令和6年2月22日(木)			
招集の場所	時津町役場 本庁舎5階中会議室			
開・閉議日時及び宣言	開 議	令和6年2月22日(木) 午後1時25分		
	閉 議	令和6年2月22日(木) 午後2時21分		
出欠委員の氏名 出席 5名 欠席 0名	職 名	氏 名	出 席	欠 席
	教育長職務代理者	吉田三知子	○	
	委 員	宮原 克也	○	
	委 員	天田 明香	○	
	委 員	峯 隆三	○	
	教育長	相川 節子	○	
事務局出席者	教育次長	帯山 保磨	社会教育課長	大工園徳隆
	学校教育課長	廣瀬 淳哉	教育総務課長	大宅 啓史
	学校教育相談員	山口 由美子	教育総務課長補佐	前田 和彦
			教育総務課主事	前田眞由美
備 考				

会 議 日 程

開会・開議

日程第1 会議録の承認について（第1回）

日程第2 教育長報告

日程第3 報告第1号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）

議案第3号 時津町立公民館管理運営規則の一部を改正する規則

議案第4号 時津公民館長の設置等に関する要綱及びB & G海洋センター所長の設置等に関する要綱を廃止する告示

議案第5号 教育総務課事務専門官の設置等に関する要綱

議案第6号 心の教室相談員の設置等に関する要綱の一部を改正する告示

議案第7号 学校用務員の設置に関する要綱

議案第8号 時津町立小中学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について

議案第9号 教職員人事内申について

閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席委員は5名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、令和6年第2回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

日程第1 会議録の承認について（第1回）

○ 相川教育長

日程第1、会議録の承認について（第1回）の件を議題といたします。

会議録につきましては、事前に皆さまのお手元に届けてあると思いますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

会議録の内容につきまして、ご質問などありませんか。

無いようですので、令和6年第1回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「なし。」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、令和6年第1回の会議録を承認することに決しました。

日程第2 教育長報告

○ 相川教育長

続きまして、日程第2、教育長報告を行います。

令和6年1月11日から令和6年2月22日までの行事等への参加について、ご報告いたします。

（別紙教育長報告に基づいて報告）

ただいまの報告に対し、ご質疑等はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ声あり）

無いようですので、これで教育長報告を終了します。

日程第3 報告第1号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

○ 相川教育長

続きまして、日程第3、報告第1号、教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学についての報告を受けたいと思います。

お諮りします。本件は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、本件は秘密会で議事進行することに決しました。

本件について、事務局の説明を求めます。

なお、報告案件は審議を行いませんので質疑のみ行います。

【秘密会議により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）

○ 相川教育長

続きまして、日程第4、議案の審議等を行います。

議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）についての件を議題とします。

お諮りします。本件は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、本件は秘密会で議事進行することに決しました。

議案第2号について、事務局の説明を求めます。

【秘密会議により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。

これにご意義ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第4 議案第3号 時津町立公民館管理運営規則の一部を改正する規則

○ 相川教育長

続きまして、議案第3号、時津町立公民館管理運営規則の一部を改正する規則の件を議題とします。

議案第3号について、事務局の説明を求めます。

○ 大工園社会教育課長

議案第3号、時津町立公民館管理運営規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

本案は、時津公民館において災害避難所を開設する場合など、災害その他の緊急時における施設の利用許可の取消しについて、時津公民館に係る関係規則に明記し、施設の適切な管理運営を図ろうとするものでございます。以上で、議案第3号の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

○ 吉田教育委員

今までに、災害その他の緊急時における施設の利用許可の取消しをおこなったといったことがありましたか。

○ 大工園社会教育課長

今までに災害その他の緊急時における施設の利用許可の取消しをおこなったことは、ありません。

○ 吉田教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他にご質問等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第3号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第3号、時津町立公民館管理運営規則の一部を改正する規則の件は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第4号 時津公民館長の設置等に関する要綱及びB & G海洋センター所長の設置等に関する要綱を廃止する告示

○ 相川教育長

続きまして、議案第4号、時津公民館長の設置等に関する要綱及びB & G海洋センター所長の設置等に関する要綱を廃止する告示の件を議題とします。

議案第4号について、事務局の説明を求めます。

○ 大工園社会教育課長

議案第4号、時津公民館長の設置等に関する要綱及びB & G海洋センター所長の設置等に関する要綱を廃止する告示についてご説明いたします。

まず、廃止に至った経緯ですが、これまで、会計年度任用職員として時津町立公民館の館長及びB & G海洋センターの所長が雇用されていたものについて、令和6年度より正規職員又は再任用職員の職として配置することになりました。

本議案にある、時津公民館長の設置等に関する要綱及びB & G海洋センター所長の設置等に関する要綱では、会計年度任用職員にかかる要綱であり、これを廃止しなければ、正規職員又は再任用職員として配置することができないため、議案のとおり廃止するものでございます。なお、期限といたしましては、本年度末である令和6年3月31日をもって廃止いたします。以上で、議案第4号の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案についてご質問等はありませんか。

○ 宮原教育委員

次に、会計年度任用職員を時津公民館長やB & G海洋センター所長に雇用する際には、また、時津公民館長の設置等に関する要綱及びB & G海洋センター所長の設置等に関する要綱を設置することになるのでしょうか。

○ 大工園社会教育課長

再度、会計年度任用職員を雇用する場合には、新たに設置等に関する要綱を設置することになります。

○ 宮原教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他にご質問等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第4号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第4号、時津公民館長の設置等に関する要綱及びB&G海洋センター所長の設置等に関する要綱を廃止する告示の件は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第5号 教育総務課事務専門官の設置等に関する要綱

○ 相川教育長

続きまして、議案第5号、教育総務課事務専門官の設置等に関する要綱の件を議題とします。

議案第5号について、事務局の説明を求めます。

○ 大宅教育総務課長

それでは、議案第5号、教育総務課事務専門員の設置等に関する要綱について、ご説明いたします。

現在、教育総務課には再任用職員が1名配置されておりますが、今年度(令和5年度)末で再任用の期間が満了となります。そこで、再任用職員と同様の業務を教育総務課事務専門員という会計年度任用職員が従事できるよう本要綱を定めるものです。

職務内容につきましては、第6条に規定されており、教育委員会の運営、主に会議録の調製に係る業務をはじめ、文書の收受、奨学金、課の庶務に関する事務などを担っていただきます。第7条には1週間の勤務時間を31時間と定め、勤務日数は週4日ですが、勤務時間は一般職と同じ午前8時45分から午後5時半までとなります。なお、本要綱は令和6年4月1日から適用するものです。説明は以上です。

○ 相川教育長

本案についてご質問等はありませんか。

他にご質問等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第5号、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第5号、教育総務課事務専門官の設置等に関する要綱の件は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第6号 心の教室相談員の設置等に関する要綱の一部を改正する告示

○ 相川教育長

続きまして、議案第6号、心の教室相談員の設置等に関する要綱の一部を改正する告示の件を議題とします。

議案第6号について、事務局の説明を求めます。

○ 廣瀬学校教育課長

議案6号、心の教室相談員の設置等に関する要綱の一部を改正する告示についてご説明いたします。

今まで、中学校に設置していましたが、令和6年度から小学校にも設置することができるようになったため、対応できるよう要綱の一部を改正するものです。説明は、以上でございます。

○ 相川教育長

本案についてご質問等はありませんか。

他にご質問等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第6号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第6号、心の教室相談員の設置等に関する要綱の一部を改正する告示の件は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第7号 学校用務員の設置等に関する要綱

○ 相川教育長

続きまして、議案第7号、学校用務員の設置等に関する要綱の件を議題とします。

議案第7号について、事務局の説明を求めます。

○ 廣瀬学校教育課長

議案7号、学校用務員の設置等に関する要綱についてご説明いたします。

時津町学校教育振興公社で、各校1名ずつ任用している学校用務員を、令和6年4月から町教育委員会で任用するため、学校用務員の設置要綱を制定するものです。以上で説明を終わります。

○ 相川教育長

本案についてご質問等はありませんか。

○ 宮原教育

町教育委員会で任用するようになった理由を教えてください。

○ 廣瀬学校教育課長

労働者保険法により学校用務員の任用については、学校長の指示のもと働くこととなりますので、町教育委員会が直接任用することになりました。

○ 宮原教育

わかりました。

○ 相川教育長

他にご質問等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第7号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第7号、学校用務員の設置等に関する要綱の件は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第8号 時津町立小中学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について

○ 相川教育長

続きまして、議案第8号、時津町立小中学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱の件を議題とします。

議案第8号について、事務局の説明を求めます。

○ 廣瀬学校教育課長

議案8号、時津町立小中学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱についてご説明いたします。

学校保健安全法第23条の規定により、時津町立小中学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱を行う必要があるため、この議案を提出するものです。

添付資料の一覧表をご覧ください。今回変更しますのは、学校歯科医です。やまもと歯科クリニックの山本 宗章先生が鳴北中学校から時津小学校へ、おとやま歯科医院の音山 洋介先生が時津小学校から鳴鼓小学校へ変更となります。また鳴北中学校に新しく日並ぼかぼか歯科の井上 万恵先生が学校歯科医となります。他は去年と同様です。以上で説明を終わります。

○ 相川教育長

本案についてご質問等はありませんか。

他にご質問等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第8号、時津町立小中学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱の件は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第9号 教職員人事内申について

○ 相川教育長

続きまして、議案第9号、教職員人事内申についての件を議題とします。

お諮りします。議案第9号は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、議案第9号は秘密会で議事進行することに決しました。

【秘密会議により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和6年第2回時津町教育委員会会議を閉会します。